

高知家の

子ども見守りプラン

～少年非行の防止に向けた抜本強化策～

目 次

はじめに	P1
1. 少年非行の現状と非行につながる要因の分析を通じた課題の洗い出し	
(1) 全国的に見ても憂慮すべき少年非行の現状	P2
(2) 生徒指導上の諸問題を抱える学校現場の現状	P4
(3) 子どもの体と心を育む保健・福祉分野の現状	P4
2. 早急に解決すべき7つの課題の解決に向けた取組の推進	
(「予防・入口・立直り」の三段階の抜本強化策)	
(課題1) 子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化	P8
(課題2) 学校における生徒指導体制の強化	P10
(課題3) 子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化	P11
(課題4) 地域で子どもを見守り、育む気運の醸成	P11
(課題5) 養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化	P12
(課題6) 発達の気になる子どもや保護者への支援の充実	P13
(課題7) 子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり	P14
3. 少年非行の防止対策の抜本強化に向けた体制整備	
(1) 基本的な考え方	P15
(2) 抜本強化策の推進に向けた体制の整備	P15
4. 少年非行の防止に向けた抜本強化策の目指すべき姿 (成果目標)	P16

はじめに

これまでも、教育委員会、警察本部、知事部局において、それぞれが、少年非行の防止対策に取り組んでまいりましたが、本県における少年非行の憂慮すべき状況のことを考えますと、こうした状況の抜本的な改善を図るためには、全庁を挙げた取組として推進していくことが喫緊の課題となっています。

少年非行の問題には、直ちに適切な対策を立てて、取り組まなければならない課題もありますが、一方で、その背景には複雑で多様な要因が考えられ、問題を解決するためには中長期的な視点で地道に取り組むことが必要な課題もあります。また併せて、こうした取組を進める際には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などを巻き込んだ地域が一体となった総合的な取組として進めていく姿勢が欠かせないものと考えています。

今回、少年非行の問題に携わる関係機関が集まり、これまでの取組の経緯も踏まえながら、本県における少年非行の現状を検証・分析することを通じて、この問題の背景にあります要因や課題などを洗い出し、課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や今後の目指すべき姿（成果目標）などを取りまとめ、県民の皆様にとータル・プランとしてお示しすることといたしました。県では、今後、この抜本強化策に基づき、少年非行を防止するための対策の強化を図り、P D C Aサイクルをしっかりと回しながら、取組を進めてまいります。

また、こうした取組を通じて、見えてまいりました課題や成果の検証をしっかりと行いながら、少年の非行率や再非行率などの動向も見据えたうえで、個々の取組のバージョンアップを図りますとともに、新たな取組などにもチャレンジをいたしますことで、県民挙げてのより効果的で総合的な少年非行の防止対策につなげてまいりたいと考えています。

平成25年6月

高知県知事 尾崎正直

1. 少年非行の現状と非行につながる要因の分析を通じた課題の洗い出し

○少年自身の性格的な要因はもちろんのこと、不適切な養育などの家庭的な要因や学校・仲間問題などに関連する環境的な要因などのほか、子どもたちの規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下などといった、様々な要因が複合的に絡み合い、子どもたちの非行問題の発生につながっているということが言われています。

○こうした要因や本県の少年非行の現状の中から課題を洗い出し、課題解決のための効果的な対策を実践することにより、少年非行の防止と減少につなげていく必要があります。

(1) 全国的に見ても憂慮すべき少年非行の現状

- ・本県における刑法犯少年は、平成23年は853人であり、非行率（20歳未満の少年人口1000人当たりにおける検挙・補導少年の割合）は3年連続の全国ワースト1位となったものの、平成24年は709人（16.9%減少、全国ワースト2位）と、昭和24年以降において、最少となりましたが、依然として厳しい状況に変わりありません。（図1）

【参考：全国】

- ・平成24年の全国の刑法犯少年は、79,393人と前年に比べ、15.8%減少しています。

- ・刑法犯少年のうち、34.3%（243人）が再非行者となっています。（図2）
- ・刑法犯少年では、中・高校生が528人となり全体の74.5%を占めています。また万引きや自転車盗等の入口型非行が445人で全体の62.8%を占めています。

（図3、図4）

- ・刑法犯少年のうち、高知署、高知南署での補導が59%（418人）を占めています。

（図5）

- ・ぐ犯・不良行為少年は、5,052人となり、前年に比べ18.2%減少しています。高校生は、1,894人で全体の37.5%、中学生は978人で19.4%を占め、中高校生で全体の約6割を占めています。行為別では、深夜徘徊と喫煙が4,554人で全体の90.2%となっています。（図6）

（出典：高知県警少年課 「ヤングスター ～平成24年補導白書」）

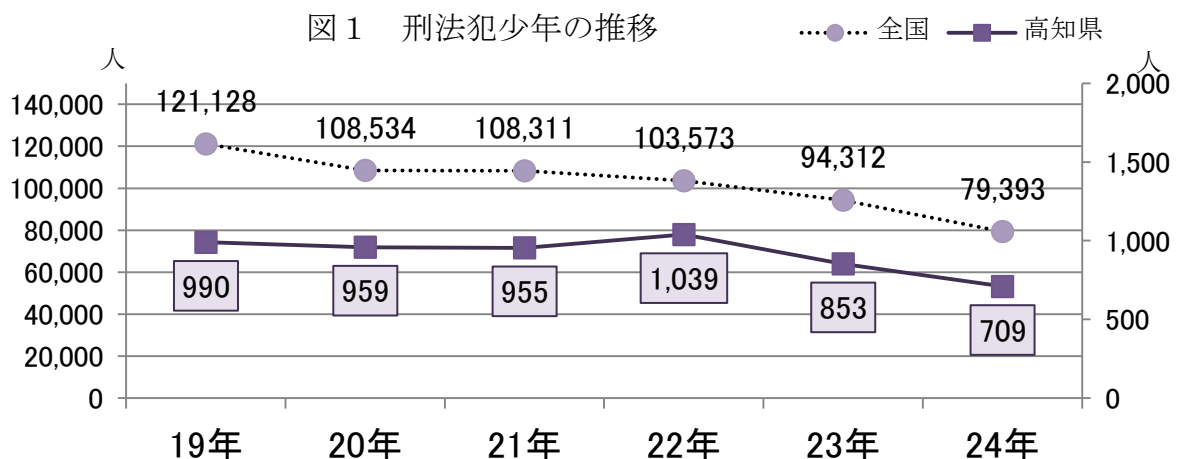


図2 刑法犯少年の非行率、再非行率

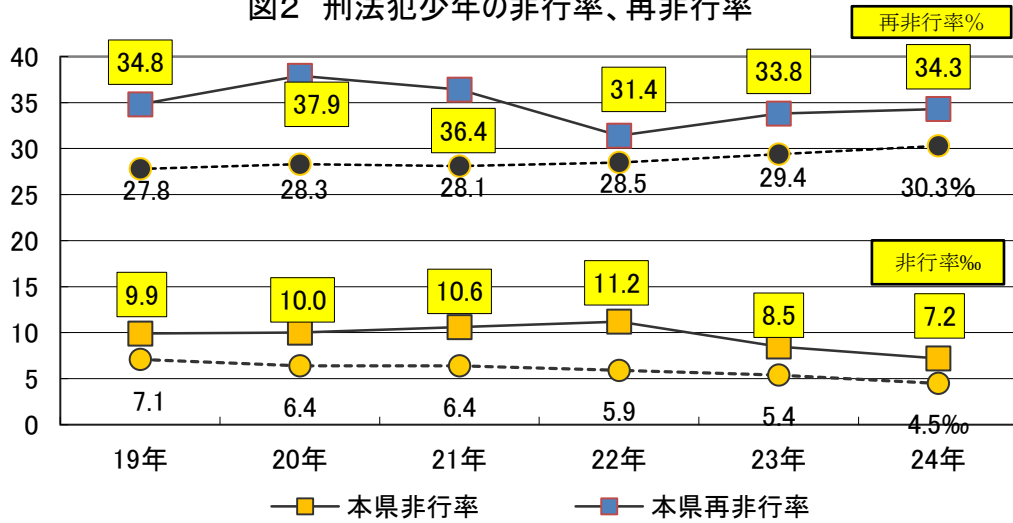


図3 刑法犯少年の学職別状況 (H24)

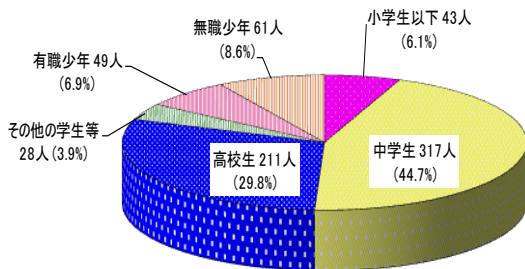


図4 刑法犯少年の流入口型非行の状況 (H24)

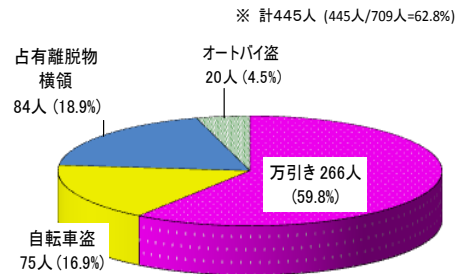


図5 刑法犯少年の警察署別状況 (H24)

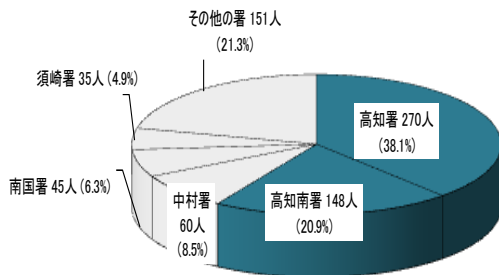
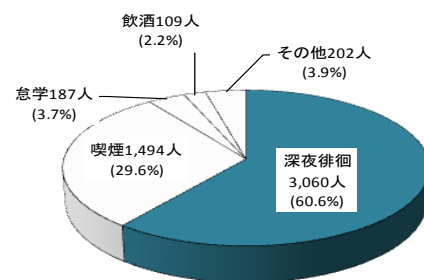


図6 ぐ犯・不良行為少年の行為別状況 (H24)



犯罪行為や不良行為は決して許される行為ではないということを子どもにしっかりと教えるとともに、非行化の進んだ子どもに対して、立直りや自立を支援することによって、再非行に進むことを防ぐ必要があります。

(導き出される課題)

- 子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化 →課題 1 (P8)
- 子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化 →課題 3 (P11)
- 子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり →課題 7 (P14)

(2) 生徒指導上の諸問題を抱える学校現場の現状

- ・本県の小・中・高等学校における暴力行為発生件数、不登校児童・生徒数、生徒の中途退学率はここ3年間上昇する傾向にあり、全国と比較した順位も厳しい結果となっています。

(図7)

図7 国公立学校の状態(H21～23年度)

項目	対象		H21	順位	H22	順位	H23	順位
暴力行為発生件数 (1,000人当たり)	小・中・高等学校	高知県	7.7件	7位	8.0件	6位	8.6件	2位
		全国	4.3件	-	4.3件	-	4.0件	-
不登校児童生徒数 (1,000人当たり)	小・中学校	高知県	12.7人	8位	13.2人	4位	13.7人	3位
		全国	11.5人	-	11.3人	-	11.2人	-
不登校生徒数 (1,000人当たり)	高等学校	高知県	16.7人	17位	17.4人	18位	20.8人	10位
		全国	15.5人	-	16.6人	-	16.8人	-
生徒数に対する 中途退学率	高等学校	高知県	1.8%	11位	1.7%	13位	2.2%	2位
		全国	1.7%	-	1.6%	-	1.6%	-

* データは国公立合計、順位は全国ワースト

出典: 文部科学省「平成21～23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」

学校において、全ての子どもの自尊感情を育み、社会性や規範意識を高める教育を充実させるとともに、非行の進んだ子どもに手を差し伸べ、その立直りを支援する取組を強化することが必要です。

(導き出される課題)

- 子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化 →課題1 (P8)
- 学校における生徒指導体制の強化 →課題2 (P10)
- 子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化 →課題3 (P11)
- 子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり →課題7 (P14)

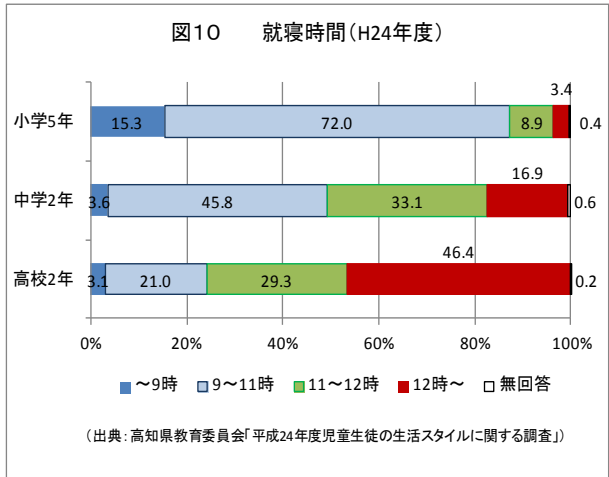
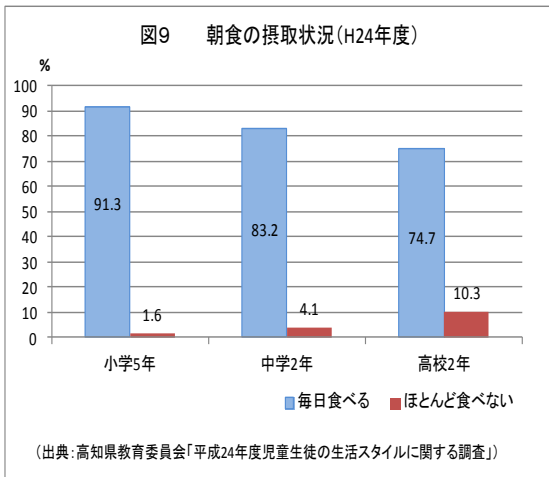
(3) 子どもの体と心を育む保健・福祉分野の現状

- ・1歳6か月児健診と3歳児健診の受診率は全国平均を大きく下回る状況であり、親自らが適切な時期に子どもに必要な保健指導や栄養指導等の機会を逃している幼児がいます。(図8)
- ・青少年の体と心を育む朝食を取らない割合が、高学年になるほど高くなっています。(図9)
- ・小学生の頃から夜型の生活習慣が身に付き、高学年になるほど生活習慣が乱れる傾向があります。(図10)

図8 健診受診率

	高知県	全国
1歳6か月児健診	85.0%	94.4%
3歳児健診	80.1%	91.9%

(出典: 厚生労働省「平成23年度地域保健・健康増進事業報告」)



乳幼児期の親の関わりや食事の問題を始めとする家庭での生活習慣が、その後の子どもの心の乱れに影響を与えていることが考えられます。

【参考：内閣府「非行原因に関する総合的研究調査」】

非行少年は、朝食や夕食を食べる習慣が少なく、とりわけ、朝食を食べる習慣については、一般少年と比べて大きな差が生じている。朝食・夕食を食べる度合いの低さの要因としては、就寝・睡眠時間あるいは同居家族との関係があるようです。

(導き出される課題)

○養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化 →課題5 (P12)

- ・高知県の生活保護率は全国平均の約1.7倍の高水準にあり、20歳未満で生活保護を受給している子どもは約2,700人となっています。(図11)
- ・高知県の県民1人当たりの所得は217.8万円で、全国平均の約75%にとどまっています。(図12)

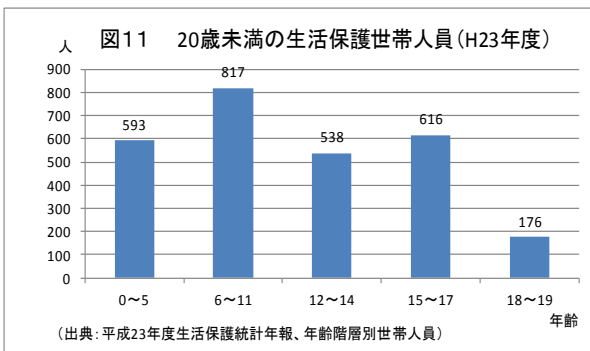


図12 1人当たりの県民所得(H22年度)

	金額	順位
高知県	2,178千円	46位
全国	2,877千円	-

(出典:内閣府「平成22年度県民経済計算」)

・児童虐待の相談（通告）件数は、299件で前年に比べ、17件（6%）の増加となっています。また、児童虐待の認定件数は153件で前年に比べ、37件（31.9%）の増加となり、県内の子どもの人口が、年々減少する中で、児童虐待の件数は高止まりの状況が続いています。（図13）

・非行の相談件数は203件で前年に比べ、26件（11.4%）の減少となっていますが、全相談件数に占める非行相談の割合は、全国平均に比べて高い状態が続いています。

（図14、図15）

・児童相談所で一時保護された子どもの中には、発達障害やその傾向が見られるにも関わらず、適切な対応が取られてこなかったケースも見受けられます。

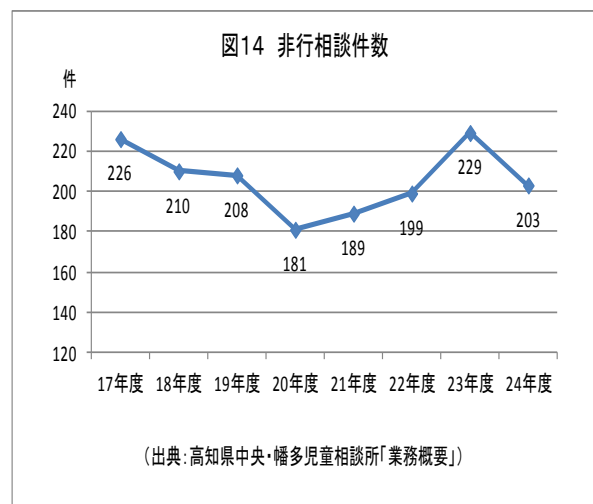
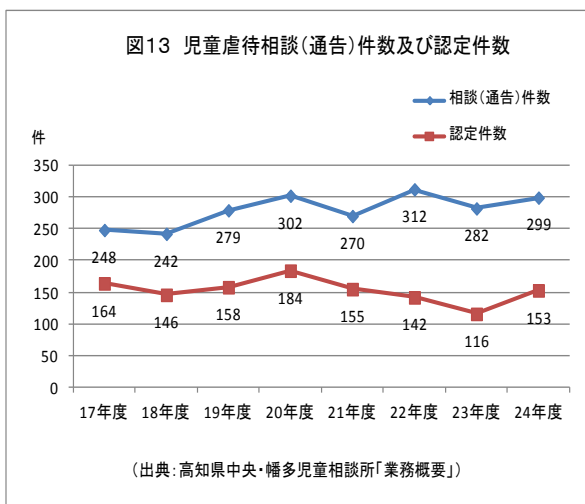
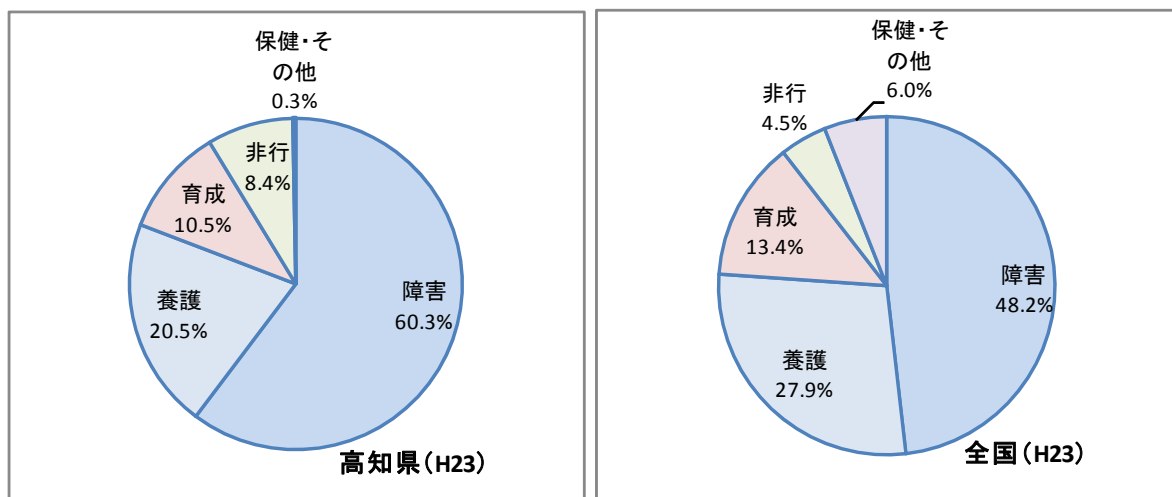


図15 児童相談所における相談の種類別構成比の全国との比較



児童虐待や少年非行の増加の背景には、家庭や地域の教育力の低下が大きく影響しているとも言われています。このため、支援を必要とする家庭に行政と地域の関係者などが積極的に関わり、地域で子どもを見守り、育む環境を整備することで、子どもの安心や健やかな成長を確保する必

要があります。

(導き出される課題)

- 地域で子どもを見守り、育む気運の醸成 →課題4 (P11)
- 養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化 →課題5 (P12)
- 発達の気になる子どもや保護者への支援の充実 →課題6 (P13)

2. 早急に解決すべき7つの課題の解決に向けた取組の推進

（「予防・入口・立直り」の三段階の抜本強化策）

（課題1）子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

■親子で規範意識や非行について考える機会を作ったり、深夜営業等の店舗への防犯啓発やテレビCM等の活用による非行防止の啓発を行い、子どもを非行に向かわせない環境の醸成を図るとともに、深夜徘徊少年等への効果的な対策に取り組む。

（1）課題解決のための対策（その1）▶▶▶▶「予防対策」

○幼児期から、子どもや保護者に対して、親子の絆教室などを活用して、規範意識を醸成する取組を強化する。（警察・教育）

[具体的な取組]

- ・親子の絆教室の開催（幼稚園・保育所の親子を対象とした非行防止教室）
（県警/少年サポートセンター、各警察署）
- ・親育ち支援啓発事業の推進（保護者を対象とする講演や相談事業）（教委/幼保支援課）

○小学校から高等学校において、非行防止教室や万引き防止の啓発などを行い、規範意識を育み少年非行の未然防止を推進する。（警察・教育・健康）

[具体的な取組]

- 新**・小中学校、保護者向けに作成した万引き防止リーフレットを活用した学校の授業や家庭における啓発（15万部作成し、県内の全小中学校児童生徒及び保護者に配布）
（福祉/児童家庭課）
- ・非行防止教室の開催（県警/少年課、各警察署）
 - ・非行について話し合う中学生サミットの開催（県警/少年課、少年警察ボランティア協会）
 - ・小中学校におけるキャリア教育の推進（教委/小中学校課）
 - ・道徳教育の充実（教委/小中学校課）
 - ・学校図書館活動の推進（ことばの力育成プロジェクト）（教委/小中学校課）
 - ・思春期の子どもたちの性に関する正しい知識の情報提供及び性に関する悩み相談への対応
（健康/思春期相談センター（PRINK））

○子どもを犯罪や非行から守るため、携帯電話等の危険性を周知する「親子で考えるネットマナー」の啓発や事業者の協力によりフィルタリングを推進する。（教育・警察）

[具体的な取組]

- 新**・親子で考えるネットマナーアップ事業の推進（全小学校の4年生以上の児童生徒及び保護者にリーフレットを配付のうえ、授業及びPTAの研修会等で活用）（教委/人権教育課）
- ・携帯電話のフィルタリングについての事業者への協力依頼（県警/少年課、各警察署）

○深夜営業等の店舗への防犯啓発やテレビCM等の活用によって、万引き防止の啓発に取り組む。
（福祉・警察）

[具体的な取組]

- 新・テレビCMを活用した万引き防止の啓発強化
(7月1日から31日の間、民放3局で87回放送) (福祉/児童家庭課)
- ・コンビニ店舗等への協力依頼を行い防犯意識の啓発を強化 (県警/各警察署)

(2) 課題解決のための対策(その2) ▶▶▶▶ 「入口対策」

○夜間の徘徊少年等への効果的な対策に取り組む。(福祉)

[具体的な取組]

- 新・夜間徘徊少年に対する見守り・声かけ事業の効果的な具体策の検討
(非行防止対策ネットワーク会議を開催し、関係者間で協議) (福祉/児童家庭課)

○市町村にスクールソーシャルワーカーや補導教員等を配置し、補導相談体制の充実を図る。
(教育・警察)

[具体的な取組]

- 拡・市町村に配置するスクールソーシャルワーカーの増員
(H24:21市町村33人→H25:24市町村39人) (教委/県、市町村)
- 拡・高知市少年補導センターへの教員派遣の増員(2名増員) (教委/高知市)
- ・市町村の少年補導センターへの補導教員・補導専門職員の配置(21市町28名)
(教委/市町村)
- ・繁華街や公園の見回り、学校周辺の安全対策を担うスクールサポーターの配置(16名)
(県警/少年課、各警察署)

○薬物乱用・喫煙防止対策や自転車盗難被害防止モデル校の指定によって、学校現場における
非行防止対策を徹底する。(警察・教育)

[具体的な取組]

- 拡・自転車盗難被害防止モデル校の指定を通じた鍵かけの徹底指導等
(H24:中学校18校、高校16校→H25:中学校21校、高校19校)
(県警/各警察署)
- ・薬物乱用防止教室の開催
(県警・健康/少年課、組織犯罪対策課、各警察署、医事薬務課、各福祉保健所)
- ・薬物乱用・喫煙防止対策の強化に向けた教職員への研修会の開催等
(教委/スポーツ健康教育課)

（課題２）学校における生徒指導体制の強化

■県と市町村の教育委員会が一体となって、小学校からの生徒指導や予防的な生徒指導の取組などを強化することにより、子どもを非行に向かわせない環境を整備する。

（１）課題解決のための対策（その１）▶▶▶▶「予防対策」

○学校経営の中に生徒指導を位置付けた組織的な取組や、外部人材の活用による生徒指導の推進等を図る。（教育）

[具体的な取組]

- 新・学級経営ハンドブックの作成と普及による生徒指導力等の向上
(全小中高等学校の教員に配付のうえ、様々な研修会等で積極的に活用)
(教委/人権教育課等)
- 新・志育成型学校活性化事業の推進（自尊感情や自己有用感の向上を図るための生徒指導等）
(H25：県内6中学校を指定) (教委/人権教育課)
- 新・学校改善プランに基づく生徒指導推進校支援事業の推進
(H25：県内12中学校を指定) (教委/人権教育課)
 - ・温かい学級づくりに向けたリーダー養成のための応援事業の推進 (教委/心の教育センター)

（２）課題解決のための対策（その２）▶▶▶▶「入口対策」

○学校にスクールカウンセラー等を配置し、生徒指導や教育相談の充実を図る。（教育）

[具体的な取組]

- 新・生徒指導推進事業による市町村教育委員会の取組への支援（教員OBや警察OBを活用した非行等への対応、高知市以外の10市町村に10名配置、高知市には6名配置）
(教委/県、市町村)
- 新・小学校生徒指導担当教員の指定（全小学校に1名配置）(教委/人権教育課)
- 拡・スクールカウンセラー、心の教育アドバイザーの配置
(H24：208校→H25：243校) (教委/人権教育課)
 - ・高等学校生徒支援コーディネーターの研修会の開催（10校10名）
(教委/心の教育センター)
 - ・生徒指導主事（担当者）会の実施（教委/人権教育課）

○学校・警察連絡制度によって、補導等に関する情報提供や連絡を行い、指導や立直り支援に繋げる。（警察・教育）

[具体的な取組]

- ・学校・警察連絡制度の効果的な活用（県警・教委/県、市町村）

（３）課題解決のための対策（その３）▶▶▶▶「立直り対策」

○緊急学校支援チームを設置し、非行等による深刻な状況が発生した学校の支援を行う。（教育）

[具体的な取組]

- 新・緊急学校支援チームの派遣
(専門家チーム8名の中から事案に応じて適宜数名を派遣) (教委/人権教育課)

(課題3) 子どもの立直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化

- 少年サポートセンターの体制を強化し、非行少年への学習支援や学校への復帰、あるいは、進学・就労支援など、子どもの立直りを支援するための体制を構築する。
- 児童相談所や希望が丘学園は、子どもたちの将来に向けて、常に最善の方策を念頭に置きながら、関係機関と連携し、一貫した支援を行う。

課題解決のための対策▶▶▶▶「立直り対策」

○子どもたちの一人ひとりに対応した立直りのための支援が行えるよう少年サポートセンターの体制強化と充実を図る。(警察・教育)

[具体的な取組]

- 拡・少年サポートセンターでの立直り支援の強化に向けた派遣教員の増員(4名)と当センターの機能強化に向けた将来のあり方の検討
(県警・教委/少年サポートセンター、各警察署、人権教育課等)

○児童相談所は、関係機関との連携を密にして、一体となって、子どもたちや家庭への支援・援助を行う。(福祉)

[具体的な取組]

- ・支援が必要な子どもに対し、子どもが抱える問題や子どもの置かれた家庭環境などの状況に応じて、子どもと家庭に最も効果的な支援を実施(福祉/児童相談所)

○児童自立支援施設希望が丘学園の生活指導等を通じて、健やかな成長と自立を支援する。
(福祉)

[具体的な取組]

- ・学園内での日常生活において、生活指導や社会性を身に付けるための取組を通じて、子どもの立直りと自立を支援(福祉/希望が丘学園)

(課題4) 地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

- 地域社会がこれまで担っていた地域の支え合いの機能や教育機能が弱まる中、県と市町村が連携して、地域での見守り活動や非行の芽の早期発見につながる地域活動への支援を強化するなど、地域社会全体で子どもの育ちを支援する体制づくりを推進することにより、地域全体が非行問題に目を向け、「地域の子どもたちは地域で守り育てる」といった気運が醸成されることを目指す。

課題解決のための対策▶▶▶▶「予防対策」

○行政機関や民生委員・児童委員及び主任児童委員などによる地域の支え合いの力を活用して、養育上の課題がある家庭に対するアプローチを行い、相談や支援を行う体制を整備する。
(健康・福祉)

[具体的な取組]

- 新・就学時の健診時等における民生委員・児童委員及び主任児童委員による保護者との関係づくりを通じた地域の見守り活動を支援する(高知市内の小学校10校のモデル校で実施)
(福祉/児童家庭課)

○民生委員・児童委員及び主任児童委員やPTAなどとの連携を強化する。(教育)

[具体的な取組]

- ・PTA連合会等と連携した保護者への非行防止に向けた啓発(教委/県、市町村)

○学校支援や放課後支援等の取組を充実させることなどにより、地域社会全体で子どもの育ちを支援する体制づくりを推進する。(教育)

[具体的な取組]

- ・地域社会全体で学校を支える仕組みづくりの推進(教委/市町村)
- ・放課後の子どもたちの居場所づくりと学びの場の充実(教委/市町村)
- ・高校生の健全育成に向けた高P連育成員制度の活性化(教委/生涯学習課)

(課題5) 養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

■不適切な養育環境が非行につながる大きな要因の一つとして挙げられており、妊娠期や出産・育児期に養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、必要な支援が適切に行える体制を整備する。

■学年が高くなるほど、朝食を欠食する児童生徒が増えるなど生活習慣が乱れる傾向があり、非行少年にはよりその顕著な傾向が認められるとも言われており、教育委員会と学校が連携して、健康的な生活習慣の定着につながる取組を強化する。

■親自身が、生活に追われ、ストレスを積み重ねて、子どもに向き合うなどといった家庭環境の悪化が、その後の子どもの非行につながる要因の一つとして挙げられており、こういった保護者が、親族や地域社会から孤立し、援助者がいない家庭とならないような支援体制を確立する。

■少年院在院中の子どもの約半分が児童虐待を繰り返し受けていたとの報告や、子ども自身、虐待経験が非行の原因だと感じているとの調査結果もあるなど、児童虐待は、非行につながる要因の一つと考えられており、身体的虐待やネグレクトなどといった養育上の課題のある家庭の早期発見と対応及び虐待の手前のレベルでの早期支援の取組を強化する。

(1) 課題解決のための対策(その1) ▶▶▶▶ 「予防対策」

○妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業などの様々な機会を捉えて、養育上の支援が必要な家庭を把握し、要保護児童対策地域協議会等への情報提供を行うとともに、行政機関や民生委員・児童委員などが連携した地域の支え合いの力を活用して、養育上の課題がある家庭に対する相談や支援を行う。(健康・福祉)

[具体的な取組]

- ・母子健康手帳交付時の面接や妊婦教室(両親学校)、妊産婦訪問指導等の際に、妊娠期から支援を必要とする家庭を把握し(健康/市町村)、家庭への相談や支援を行う市町村に対して、要保護児童対策地域協議会において助言を行うなど積極的に県が支援

(健康・福祉/健康対策課、児童家庭課)

- ・乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問事業(福祉/市町村)、あるいは新生児訪問や乳幼児健康診査、育児相談等(健康/市町村)の際に、乳幼児期における支援が必要な家庭を把握し、家庭

への相談や支援を行う市町村に対して、要保護児童対策地域協議会において助言を行うなど積極的に県が支援（健康・福祉/健康対策課、児童家庭課）

○小中高校生を対象に健康的な生活習慣の定着のため、生活や健康に関する副読本等の教材を活用した健康教育を行う。（健康・教育）

[具体的な取組]

- 新・小学校低学年の生活リズムの向上を支援（県内の全小学校1、2年生に年2回生活リズムチェックカードを配付し、家庭で保護者と一緒に生活習慣のチェックを行い、生活習慣の見直しと向上を図る）（教委/生涯学習課他）
- 新・小学校高学年、中高校生の生活習慣の見直しとよりよい生活習慣の実践に向けた支援（全学校の児童生徒に高知県の健康状況を理解するのに役立つ副読本の1人1冊の配付を行い、授業等で積極的に活用）（教委/スポーツ健康教育課他）
- 新・学校関係者を対象にした研修会の実施（虫歯予防の研修会を4回、喫煙防止の研修会を1回開催）（健康/健康長寿政策課）

（2）課題解決のための対策（その2）▶▶▶▶「入口及び立直り対策」

○児童相談所は、関係機関との連携を密にして、一体となって、子どもたちや家庭への支援・援助を行う。（福祉）

[具体的な取組]

- ・保育所や学校は、子どもや家庭の状況の把握と関係機関等への情報提供に努める一方、支援が必要な家庭に対しては、市町村の家庭相談担当部署と児童相談所が連携して相談援助を実施（福祉/市町村・児童相談所）

（課題6）発達の気になる子どもや保護者への支援の充実

■一時保護された子どもの中には、発達障害やその傾向が見られるにも関わらず、適切な対応が取られてこなかったケースも見受けられることから、関係機関が連携のうえ、発達の気になる子どもの早期発見・早期療育の推進や、個々の子どもの状況を踏まえた専門的な相談援助などといった支援の充実を図る。

（1）課題解決のための対策▶▶▶▶「予防対策」

○発達の気になる子どもの早期発見や早期療育を推進する。（健康・福祉）

[具体的な取組]

- 新・発達の気になる子どもの早期発見・早期療育による年齢に応じた一貫した支援体制の構築に向けた検討（中央児童相談所と療育福祉センターを一体化し、両機関の専門的機能の相乗効果を発揮するための子ども総合センター整備基本構想の策定）（福祉/障害保健福祉課）
- ・乳幼児健康診査（健康/市町村）での早期発見

○保育所・幼稚園等から中学校までの校種間の連携を図り、中学校区を中心とした特別支援教育を柱に据えた教育を推進する。（教育）

[具体的な取組]

- ・モデル地区における各校種間での引継ぎシート（個別の教育支援計画）を用いた支援会の実施及びモデル地区の拡充による一貫した支援体制の確立（教委/特別支援教育課）
- ・発達障害等のある児童生徒のアセスメントを生かした授業改善及び学級経営の工夫を通じた学校生活の充実（教委/特別支援教育課）

（２）課題解決のための対策（その２）▶▶▶▶「入口及び立直り対策」

○児童相談所は、関係機関との連携を密にして、一体となって、子どもたちや家庭への支援・援助を行う。（福祉）

[具体的な取組]

- ・発達障害児への専門的な相談援助、支援等を担う発達障害者支援センターと児童相談所による相談援助活動（福祉/児童相談所・発達障害者支援センター）

○特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、関係機関から専門性の高い助言や援助を学校等に提供し、幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援の充実を図る。（教育）

[具体的な取組]

- ・県教育委員会が設置する専門家チーム、学校支援チーム及び4圏域の特別支援連携協議会に参加する関係機関で巡回相談チームを組織し、学校等へ派遣する（教委/特別支援教育課）
- ・医療・福祉・雇用労働分野等と連携し、長期的な視点で一貫した支援を考える個別の教育支援計画の作成への助言（教委/特別支援教育課）

○保育所・幼稚園等から中学校までの校種間の連携を図り、中学校区を中心とした特別支援教育を柱に据えた教育を推進する。（教育）

[具体的な取組]

- ・発達障害等のある児童生徒のアセスメントを生かした授業改善及び学級経営の工夫を通じた学校生活の充実（教委/特別支援教育課）

（課題７）子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり

■非行少年の学校への復帰や就労などを通じて子どもの立直りを支援するための体制を構築する。

課題解決のための対策▶▶▶▶「立直り対策」

○無職少年等の就学や就労支援などを行う若者サポートステーションや、更生保護サポートセンターとの連携を強化することにより、自立した社会生活を営む基礎づくりを支援する。

（教育・福祉）

[具体的な取組]

新・更生保護サポートセンターとの連携による無職の非行少年の就労支援

（非行少年の就労支援のための仕組みづくりに向けた高知保護区保護司会との協議の実施）

（福祉/児童家庭課）

- ・若者サポートステーションとの連携による就学・就労支援（教委/生涯学習課）

3. 少年非行の防止対策の抜本強化に向けた体制整備

(1) 基本的な考え方

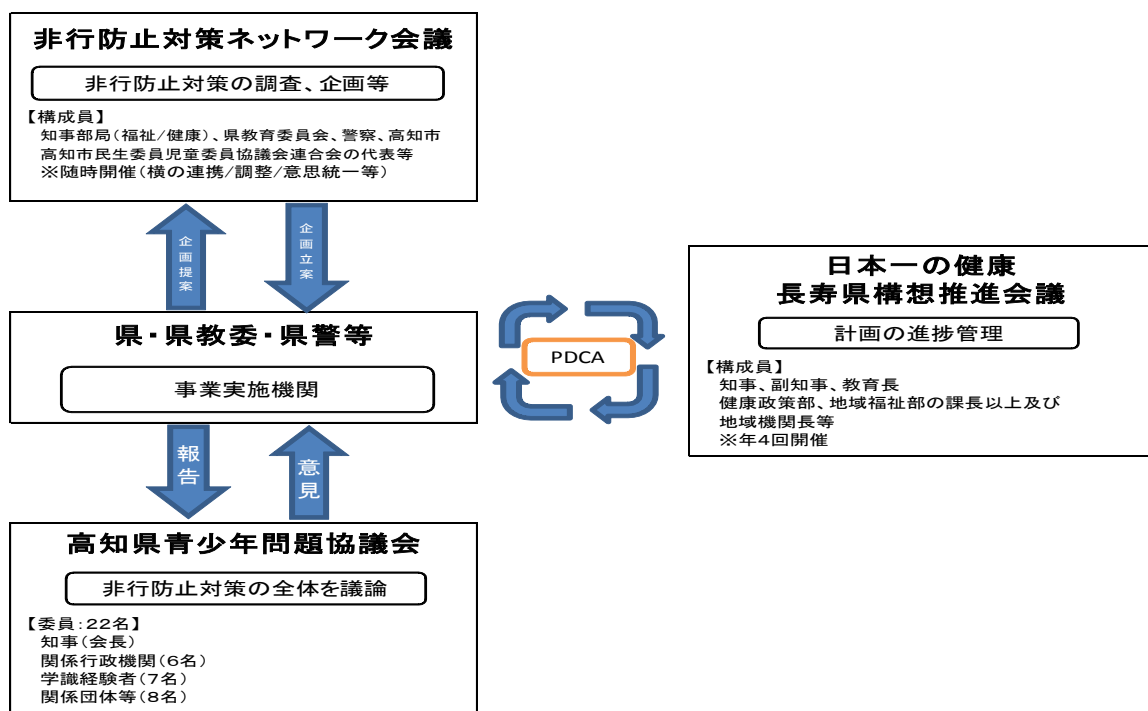
○次のような基本的な考え方のもとで取組を推進します。

- ・「教育行政」「警察行政」「県行政」などといった少年の健全育成を担う関係機関が同じ課題意識を共有し、それぞれの機関の特性と機能を相互に理解したうえで、しっかりとした連携体制を構築し取組を進めます。
- ・青少年の健全育成は地域社会が育むという視点に立ち、学校、警察、行政などの関係機関と家庭を含む地域社会が一体となった取組を推進します。
- ・子どもの規範意識を育み、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる少年を非行に向かわせないための「入口対策」、非行の拡大や連鎖を防ぎ、立直りを支援するための「立直り対策」といった三つの段階毎に取組を進めます。

(2) 抜本強化策の推進に向けた体制の整備

- 教育委員会、警察本部、知事部局等が連携して非行防止対策ネットワーク会議を組織し、少年非行の防止対策を着実に推進するための実態調査や必要となる施策の企画立案等を行います。
- 高知県青少年問題協議会では非行防止対策全般について議論し、状況に応じて新たな対策や見直しなどを提言します。
- 取組全体の進捗管理は日本一の健康長寿県構想推進会議において行い、非行の実態の分析結果や社会情勢の変化などを含め、PDCAサイクルによる検証を通じて、個々の取組のバージョンアップを図るなど、取組を強化してまいります。

抜本強化策の推進に向けた体制



4. 少年非行の防止に向けた抜本強化策の目指すべき姿（成果目標）

○少年非行の防止対策の抜本強化を図るとともに、非行少年を支える体制を整備することで、少年の非行率・再非行率などの減少を目指します。

予防対策▶▶▶▶▶ 不良行為による補導人数の前年比5%低減を目指します。

入口対策▶▶▶▶▶ 入口型非行人数を平成24年の90%以下に抑制し、その状態を継続します。

立直り対策▶▶▶▶▶ 再犯者数の前年比5%低減を目指します。

